

令和3年度 鈴鹿大学同窓会「鈴風会」 総会

日時：令和3年10月23日 13:00～

会場：オンライン

式次第

- 開会の辞
- 会長挨拶
- 学長挨拶
- 議長選出
- 議案審議

第1号議案 会則の改廃について

第2号議案 令和2年活動報告について

第3号議案 令和2年度収支報告及び監査報告について

第4号議案 令和3年度活動計画（案）について

第5号議案 令和3年度予算（案）について

第6号議案 その他

- 閉会の辞

鈴鹿大学同窓会「鈴風会」会則（改訂案）

【名称】

第1条 本会は、鈴鹿大学同窓会と称する。

2. 本会の通称は「鈴風会（れいふうかい）」とする。

【目的】

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、鈴鹿大学（以下「本学」という。）、鈴鹿大学大学院（以下「大学院」という。）並びに会員の発展に寄与することを目的とする。

【事業】

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1) 会員情報の管理
- 2) 会誌及び出版物の発行
- 3) 会員相互の親睦を向上させるための事業
- 4) 鈴鹿大学の発展に必要な事業に対する援助
- 5) その他本会の目的達成に必要な事業

【会員】

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

- 1) 正会員 本学課程卒業生及び大学院修了生
 - 2) 準会員 本学課程在学学生及び大学院在学学生。ただし、準会員が本学課程を卒業し、大学院に入学した場合は正会員とする。
 - 3) 特別会員 本学教職員、退職教員及びその他役員会が認めた者。ただし、教職員のうち、本学課程を卒業または大学院を修了した者は正会員とする。
2. 本会の会員としてふさわしくない行為のあった者は、役員会の決議により除名することができる。
 3. 本会は特別会員のうちから役員会の推薦により名誉会長および顧問を委嘱することができる。

【会費】

第5条 会費は、終身会費として15,000円を本学通学課程及び大学院入学時に徴収する（本学通学課程を卒業し、既に会費を納入して大学院に入学した場合は除く）。ただし、特別会員は徴収しないものとする。

2. 入学時に会費を納入しなかった者は、原則として卒業時に会費を納入するものとする。
3. 会費を納入していない正会員は、会員としての権利を行使できない。
4. 既納の会費は、原則として返還しない。ただし、準会員はこの限りではない。

【事務局】

第6条 本会は、事務局を本学内に置く。

2. 事務局に事務職員を置くことができる。

【役員、任期】

第7条 本会に次の役員を置く。

- 1) 会長 1名
 - 2) 副会長 1名
 - 3) 書記 1名
 - 4) 会計 1名
 - 5) 幹事 若干名
2. 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。
 3. 前項の役員に欠員を生じた場合にはこれを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

【役員職務】

第8条 役員職務は次のとおりとする。

- 1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3) 書記は会務を記録する。
- 4) 会計は本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- 5) 幹事は重要事項を審議し、会務の処理にあたる。

【役員選出】

第9条 役員選出は、次のとおりとする。

- 1) 会長及び副会長は原則として役員会から選出し、総会の承認を受けなければならない。
- 2) 幹事は役員会の推薦に基づき、総会の承認を受けなければならない。
- 3) 書記・会計は、役員会において幹事の中から選出し、会長がこれを委嘱する。

【監査】

第10条 本会に2名の監事を置く。

2. 監事は会計事務を監査し、役員会及び総会に報告する。
3. 監事の任期は2年とし、再任は妨げない。
4. 前項の役員に欠員を生じた場合にはこれを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

【監査選出】

第11条 監査選出は役員会の推薦に基づき、総会の承認を受けなければならない。

【総会】

第12条 総会は、本会最高の議決機関で、正会員をもって構成し、議長は会長が委嘱する。

第13条 準会員、特別会員および会費未納の正会員は議決に加わることはできない。ただし、傍聴は拒まない。

第 14 条 総会は次の事項を審議する。

- 1) 会則の改廃
- 2) 役員及び監査の選任
- 3) その他役員会で必要と認めた事項

第 15 条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 16 条 定期総会は年に 1 度開催するものとし、会長がこれを招集する。また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

【役員会】

第 17 条 会長は役員会を招集し、その議長となる。また、役員の 3 分の 1 以上から要請があるときは、会長は役員会を招集しなければならない。

2. 役員会は次の事項を審議する。

- 1) 総会提出案件
- 2) 事業計画及び予算
- 3) 事業報告及び決算
- 4) 会務運営に関する事項
- 5) 役員及び監査の推薦
- 6) その他重要事項

第 18 条 役員会は、役員の 3 分の 2 以上の出席（委任状を含む）がなければ開くことができない。

第 19 条 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【支部】

第 20 条 本会は、必要な地に支部を置くことができる。

2. 前項の支部を結成する時は、支部会則、支部役員名簿、支部会員名簿を役員会に提出し、審議を経て、総会の承認を受けなければならない。

3. 支部は次の事項について、役員会の承認を受けなければならない。

- 1) 支部会則の改廃
- 2) 支部役員の変更

4. 支部役員は、原則として会長が招集した役員会に出席しなければならない。なお、支部役員が役員会に出席したときは、第 19 条に規定する出席役員として議決権を与える。

5. 支部の運営に必要な経費として、事業費等を充てることができる。

【会計年度】

第 21 条 本会の会計年度は、毎年 10 月 1 日に始まり翌年 9 月 30 日に終わる。

【経費】

第 22 条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

【秘密厳守】

第 23 条 会員は、本会で知り得た個人情報及び、本会運営に支障を来す情報等を営業、営利目的に使用してはならない。また、本人の同意を得ず第三者への提供をしてはならない。

【個人情報の取り扱い】

第 24 条 本会で知り得た個人情報は、総会、懇親会、講演会の案内、会誌及び出版物、本会、本学及び大学院からのアンケート調査の郵送物発送、及び会員名簿発行、就職活動支援の為等に使用することができる。

2. 本会は前項に定めた事項以外に利用する場合は、会員の同意を得る事とする。

【細則】

第 25 条 この会則に定めるものの他、本会の会務に関し必要な事項は役員会が定める。

【附則】

- 1) 本会会則は、平成 10 年（1998 年）4 月 1 日から施行する
- 2) 平成 27 年（2015 年）10 月 25 日、平成 27 年度総会にて会則改訂を承認・施行
- 3) 平成 30 年（2018 年）12 月 1 日、平成 30 年度総会にて会則改訂を承認・施行
- 4) 令和 3 年 10 月 23 日、令和 3 年度総会にて会則改定を承認・施行

令和2年度 鈴風会事業報告

(自 令和2.4 ~ 至 令和3.10)

年月	日	曜日	事 項	場 所	出席者	備 考
令2.4	1	水	鈴鹿大学・短期大学部 入学式	鈴鹿大学	会長・評議員	新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止
令2.5	26	火	享栄学園評議員会	鈴鹿大学	評議員	
令2.6	23	火	享栄学園評議員会	鈴鹿大学	評議員	新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止
令2.8	25	火	享栄学園評議員会	鈴鹿大学	評議員	
	29	土	鈴風会 総会	アスト津	幹事・会員	
令2.11	21	日	幹事会	鈴鹿大学	幹事	役員を選任・規約見直し
令2.12	22	火	享栄学園評議員会	鈴鹿大学	会長	新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止
令3.2	16	火	享栄学園評議員会	鈴鹿大学	会長	
令3.3	15	月	鈴鹿大学・短期大学部 卒業式	鈴鹿大学		新型コロナウイルス感染拡大の影響により教員・学生のみで開催
	20	土	幹事会	鈴鹿大学	幹事	卒業記念品準備・活動計画
	23	火	享栄学園評議員会	鈴鹿大学	会長	
令3.4	1	木	鈴鹿大学・短期大学部 入学式	鈴鹿大学		新型コロナウイルス感染拡大の影響により教員・学生のみで開催
令3.5	25	火	享栄学園評議員会	鈴鹿大学	会長	
令3.7	27	火	享栄学園評議員会	鈴鹿大学	会長	
令3.8	29	日	幹事会	鈴鹿大学	幹事	総会・会報誌・ホームカミングデー準備
令3.9	28	火	享栄学園評議員会	鈴鹿大学	会長	
令3.10	1	金	同窓会会報発行	全会員送付		
	3	日	幹事会	鈴鹿大学	幹事	事業・決算報告、監査、事業計画・予算案について
	23	土	総会・ホームカミングデー・大学祭	鈴鹿大学	幹事・会員	新型コロナウイルス感染拡大の影響により大学祭中止に伴い、ホームカミングデーも中止。
	24	日	大学祭	鈴鹿大学	幹事・会員	総会のみオンラインにて開催

令和2年度 鈴風会 会計報告

令和2年4月1日～令和3年9月30日

1. 一般会計

(収入の部)

項目	予算額	決算額	比較増減	摘要
繰越金	22,898,483	11,247,046	-11,651,437	差額は特別会計へ移行
会費	15,000	1,486,000	1,471,000	99名15000円、1名1000円
雑収入	1,000	142	-858	
合計(円)	22,914,483	12,733,188	-10,181,295	

(支出の部)

項目	予算額	決算額	比較増減	摘要	
総会費	会場費	50,000	3,900	46,100	8月29日
	印刷代	50,000	1,050	48,950	
消耗品費	90,000	0	90,000		
記念品費	100,000	324,280	-224,280		
寄付金	1,000,000	615,220	384,780	クラブ活動寄付	
予備費	100,000	0	100,000		
合計(円)	1,390,000	944,450	445,550		

差引残高 11,788,738 円は、令和3年度に繰越いたします。

2. 特別会計 (積立金)

項目	今期	前期	比較増減	摘要
ゆうちょ銀行・普通 繰越金	1,441,323	1,441,299	24	
ゆうちょ銀行・当座 繰越金	90,000	90,000	0	
百五銀行・定期 繰越金	10,121,170	10,120,138	1,032	
合計(円)	11,652,493	11,651,437	1,056	

上記のとおり、報告いたします。

令和3年10月8日 会計 江口 利香 (印)

監査の結果、上記報告書に間違いのないことを報告いたします。

令和3年10月8日 会計監査 中野 雅彦 (印)

鈴鹿大学同窓会「鈴風会」令和3年度事業計画（案）

（1）会員相互の親睦

- ①定期総会の開催
- ②同窓会報の発行
- ③ホームカミングデーの開催

（2）大学への協力・連携

- ①学生への支援
 - ・学生活動、クラブ活動への支援
 - ・新型コロナウイルス感染に対する支援
 - ・卒業記念品の贈呈
- ②学生募集への協力
 - ・同窓会報にて大学現況、活動状況の掲載
 - ・同窓会報にてオープンキャンパス等の広告掲載
- ③大学との連携協力の強化
 - ・役員/管理職との懇談会開催
 - ・募金活動への協力

（3）同窓会組織及び活動の拡充

- ①役員/幹事体制の充実
 - ・学年幹事の組織化
- ②定期的な役員会の開催
- ③同窓会員交流活動の開催

令和3年度 鈴風会予算案

前年度繰越額	11,788,738
収入総額	3,630,100
支出総額	2,920,000
次年度繰越額	12,498,838

(収入の部)

科目	前年度予算	本年度予算	増減	摘要
同総会費	15,000	1,800,000	1,785,000	R3年度卒業生
準会員費	0	1,830,000	1,830,000	R3年度入学生
受取利息	1,000	100	-900	
			0	
収入合計	16,000	3,630,100	3,614,100	

(支出の部)

科目	前年度予算	本年度予算	増減	摘要
発送費	0	380,000	380,000	総会案内
印刷費	50,000	50,000	0	会報紙等
消耗品費	90,000	90,000	0	
記念品費	100,000	300,000	200,000	卒業生記念品
寄付金	1,000,000	2,000,000	1,000,000	新型コロナ支援
予備費	100,000	100,000	0	
			0	
支出合計	1,340,000	2,920,000	1,580,000	

●積立金(特別会計)

項目	金額
ゆうちょ銀行・普通	1,441,323
ゆうちょ銀行・当座	90,000
百五銀行・定期	10,121,170

2021年度鈴風会幹事名簿

(敬称略)

役職	氏名	卒業年度	
会長	成川 総一	1997年度卒	(1期生)
副会長	吉田 翔平	2012年度卒	(16期生)
会計	江口 利香	1999年度卒	(3期生)
書記	沖 俊基	2003年度卒	(7期生)
監事	中野 雅彦	1998年度卒	(2期生)
幹事	野田 草介	1998年度卒	(2期生)
幹事	宋 慧	2009年度卒	(13期生)
幹事	比嘉 達人	2012年度卒	(16期生)
幹事	山田 和也	2014年度卒	(18期生)